

本社機能移転事業のご案内

事業者が道外から道内に本社機能の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置する場合に、賃料の一部を助成します。

対象者	道外から道内に本社機能(*)の全部又は一部を移転するため、新たに道内に本社機能を有する事務所又は事業所を設置する事業者 ※「本社機能」とは、本社（本店登記されている住所に設置されている事業所）における総務・人事・経理・企画・研究開発部門などの中枢機能をいう。
対象業種	特定しません。
補助対象経費	事務所又は事業所の賃料 ただし、賃料の算定に当たっては、次に掲げる額を控除します。 ① 敷金、礼金、共益費その他これらに類する費用の額 ② 賃料に係る消費税額及び地方消費税額 ③ 賃料について道及び道内の市町村以外の補助制度により補助を受けている場合は、その補助額(①と②)に掲げる額に係る補助額を控除した額
補助要件	道内に本社機能を有する事務所又は事業所の新設をする場合で、次のいずれにも該当する必要があります。 ① 建物又は建物の部分を賃借して事務所又は事業所を設置するものであること。 ② 雇用増(*)が30人以上であること。 ※「雇用増」とは、常用雇用者の人数をいう。 「常用雇用者」とは、事業主が新たに雇用する従業者のうち、次の要件のいずれにも該当する者をいう。 ア 雇用期間の定めのない者であること。 イ 雇用保険に加入している者 ウ 健康保険に加入している者 エ 厚生年金保険に加入している者 ③ 本社機能を有する事務所又は事業所の面積が300㎡以上であること。 ④ 事務所又は事業所の設置に当たり省エネルギー又は新エネルギーの導入に積極的であること。 ⑤ 道外から道内に本社機能を移転することをプレスリリースや事業者のホームページなどで公表すること。 ⑥ 産業振興条例に基づく他の助成措置の対象とならないこと。
補助率	雇用増の要件(30人以上であること。以下同じ。)を満した日の属する月の初日から起算して1年を経過する日までの間の賃料の2分の1に相当する額
補助限度額	1,000万円
申請等手続	I 雇用増の要件を満たす日(本社機能移転後の業務開始から雇用増の要件を満たす日までの期間は3年程度を限度とする。)前60日から雇用増の要件を満たした日後30日までの期間内に立地計画認定申請書を提出して、認定を受ける必要があります。 II 雇用増の要件を満たした日の属する月の初日から起算して1年を経過した日以後に補助金交付申請書を提出する必要があります。

【お問い合わせ先】

北海道経済部産業振興局産業振興課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
tel: 011-204-5324 fax: 011-232-2139
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sgr/>

北海道東京事務所 観光・企業誘致課
〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目
6-3 都道府県会館15階
tel: 03-5212-9210 fax: 03-5212-9004

北海道東京事務所大阪支所
〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3番
1-900 大阪駅前第1ビル9階
tel: 06-6344-4151 fax: 06-6344-4216

北海道東京事務所名古屋支所
〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目1-1
中部日本ビルディング8階
tel: 052-263-1360 fax: 052-252-5145